

## 令和3年度愛西市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,310	戸
(2) 年間総給水量	2,937,000	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	8,047	m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益	495,563	千円	
第1項	営業収益	445,047	千円	
第2項	営業外収益	50,512	千円	
第3項	特別利益	4	千円	
		支	出	
第1款	水道事業費用	499,627	千円	
第1項	営業費用	483,292	千円	
第2項	営業外費用	13,433	千円	
第3項	特別損失	902	千円	
第4項	予備費	2,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額216,445千円は、過年度分損益勘定留保資金200,357千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,088千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	56,196	千円
第1項	分担金	9,688	千円
第2項	工事負担金	46,508	千円
		支	出
第1款	資本的支出	272,641	千円
第1項	建設改良費	247,415	千円
第2項	企業債償還金	25,226	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 77,786 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、4,959千円と定める。

令和3年3月4日提出

愛西市長 日永貴章